

## ○遠野市スマートエコライフ推進事業実施要綱

平成28年3月15日

遠野市告示第42号

改正 平成30年3月16日告示第27号

改正 令和2年1月20日告示第7号

改正 令和4年3月31日告示第65号

### (趣旨)

第1条 この告示は、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚、地球温暖化防止活動の一環として、クリーンエネルギーの普及及びエネルギーを効率的に活用したエコライフの推進並びに地域経済の活性化を図るため、住宅用の太陽光発電システム等を設置した者に対し、予算の範囲内で、商品券の交付により助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する家屋（店舗、事務所等と兼用するものを含む。）をいう。
- (2) 建売住宅 市内の業者が新築した住宅で、当該住宅の敷地と併せて販売されるものをいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰電気を電力会社に売電することができるシステムをいう。
- (4) 家庭用蓄電システム 太陽光発電システムと連携する定置用蓄電池で、蓄えた電気を住宅の居住用として使用することができるシステムをいう。
- (5) 家庭用燃料電池システム 都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させることで電力及び熱に変換し、住宅の居住用として使用することができるシステムをいう。
- (6) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 ヒートポンプ技術を利用して空気の熱で湯を沸かすことができる電気給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するものをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、平成28年4月1日以降に、住宅用の太陽光発電システム、家庭用蓄電システム、家庭用燃料電池システム若しくは自然冷媒ヒートポンプ給湯器（以下これらを「助成対象設備」という。）を設置した者又は助成対象設備付き建売住宅を購入した者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 助成対象設備を設置した住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 助成対象設備のうち、太陽光発電システムを設置した場合、当該システムを設置した住宅の電灯契約を締結した者

(助成対象事業、助成対象経費及び助成額)

第4条 助成対象事業は、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者と助成対象設備に係る工事請負契約又は助成対象設備付き建売住宅に係る売買契約を締結し、かつ、別表に掲げる要件に該当するものとする。

2 助成対象経費及びこれに対する助成額は、助成対象設備ごとに別表に掲げるとおりとする。  
(助成の申請)

第5条 申請者は、助成対象設備又はこれを設置した建売住宅の引渡しを受けた日から当該年度（3月1日から同月末日までの間に引渡しを受けた場合その他の事情があると認められる場合にあつては、当該年度の翌年度）の2月末日（その日が遠野市の休日に関する条例（平成17年遠野市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、市の休日の翌日）までに、遠野市スマートエコライフ推進事業助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
  - (2) 助成対象設備の設置状況を確認することができるカラー写真
  - (3) 助成対象設備を構成する機器の型式及び出力等を確認することができる書類の写し（カタログ等）
  - (4) 助成対象設備の設置に要した領収書の写し
  - (5) 助成対象設備が未使用であることを確認することができる書類（保証書の写し等）
  - (6) 助成の申請手続きを他の者に委任するときは、その旨を証する委任状
  - (7) 助成対象設備のうち、太陽光発電システムを設置した場合、当該システムにより発電した電気に係る電力会社との太陽光受給契約確認書の写し
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (助成の決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定による助成の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは遠野市スマートエコライフ推進事業助成決定通知書（様式第2号）により、適当でないとき認めるときは遠野市スマートエコライフ推進事業助成却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成請求)

第7条 助成の決定を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は助成の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、遠野市スマートエコライフ推進事業助成請求書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求するものとする。

(商品券の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、遅滞なく助成額に相当する商品券を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により商品券を交付しようとするときは、次の各号に掲げる商品券を

使用するものとする。

- (1) 遠野すずらん振興協同組合が発行するすずらん商品券
- (2) 遠野商工会に加入している事業主が発行する商品券  
(商品券の返還)

第9条 市長は、商品券の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、商品券の全部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) その他商品券を交付することが適当でないと認められるとき。  
(協力)

第10条 市長は、助成の決定を受けた者に対し、必要に応じ、売電量又は買電量のデータの提供、地域エネルギー推進のためのアンケートその他の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日告示第27号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月20日告示第7号)

この告示は、令和2年1月20日から施行し、改正後の遠野市スマートエコライフ推進事業実施要綱の規定は、平成30年度分の助成金から適用する。

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第65号)

別表（第4条関係）

助成対象設備	助成対象事業の要件	助成対象経費	助成額
太陽光発電システム	1 太陽電池の最大出力合計値が10キロワット未満であること。 2 未使用品であること。	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）その他附属機器（接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器）の各購入費及び工事費（据付・配線工事費等）	太陽電池の最大出力1キロワット当たり2万円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、7万円を限度とする。
家庭用蓄電システム	1 繰り返し電気を蓄え、停電時、電力需要のピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるシステムであること。 2 未使用品であること。	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事費等）	対象事業に要した経費として支出した額（消費税を除く。）の3分の1に相当する額又は7万円のいずれか低い額とする。
家庭用燃料電池システム	1 停電時の発電機能を有し、かつ、断水時又は災害時に貯湯タンクのお湯又は水を取り出して雑用水として利用することができること。 2 未使用品であること。	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線工事費等）	対象事業に要した経費として支出した額（消費税を除く。）の3分の1に相当する額又は7万円のいずれか低い額とする。
自然冷媒ヒートポンプ給湯器	1 停電時の発電機能を有し、かつ、断水時又は災害時に貯湯タンクのお湯又は水を取り出して雑用水として利用することができること。 2 未使用品であること。	設備本体（ヒートポンプユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線工事費等）	2万円

様式第1号（第5条関係）

遠野市スマートエコライフ推進事業助成申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 印  
(電話番号 )

遠野市スマートエコライフ推進事業に係る助成を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 助成申請事業の概要

システムの設置場所	遠野市		
設置場所建築区分 ※対象に☑を付ける。	<input type="checkbox"/> 新築住宅	<input type="checkbox"/> 建売住宅	<input type="checkbox"/> 既築住宅
販売店又は施工業者	住 所 遠野市	電話番号	
	業者名		
工事完了日又は引渡し日	年	月	日
助成対象設備 ※対象に☑を付ける。	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	公称最大出力	k W
		メーカー名	
		設置に要した経費	円
	<input type="checkbox"/> 家庭用蓄電システム	蓄電池の容量	k W h
		メーカー名	
		設置に要した経費	円
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム	メーカー名	
		設置に要した経費	円
<input type="checkbox"/> 自然冷媒ヒートポンプ給湯器	メーカー名		
	設置に要した経費	円	
助成申請額 (千円未満切捨て) ※対象に☑を付ける。	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム		円
	<input type="checkbox"/> 家庭用蓄電システム		円
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム		円

	□自然冷媒ヒートポンプ給湯器	円
	合計額	円

## 2 添付書類

- (1) 助成対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (2) 助成対象設備の設置状況を確認することができるカラー写真
- (3) 助成対象設備を構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し（カタログ等）
- (4) 助成対象設備の設置に要した領収書の写し
- (5) 助成対象設備が未使用であることを確認できる書類（保証書の写し等）
- (6) 助成の申請手続きを他の者に委任するときは、その旨を証する委任状
- (7) 助成対象設備のうち、太陽光発電システムを設置した場合、当該システムにより発電した電気に係る電力会社との太陽光受給契約確認書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

遠野市スマートエコライフ推進事業の申請に関し、職員が、住民基本台帳、市税の納付状況等を公簿等の閲覧により確認すること及び公用申請により、納税証明書等の発行を行うことについて同意します。

年 月 日

申請者氏名

Ⓜ

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

遠野市長

印

遠野市スマートエコライフ推進事業助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記事業について、次のとおり助成決定したので通知します。

1 助成決定額	金	円
（内訳）太陽光発電システム		円
家庭用蓄電システム		円
家庭用燃料電池システム		円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器		円

2 助成対象事業

(1) 助成対象設備の設置場所

遠野市

(2) 販売店又は施工業者

住 所 遠野市

業者名

(3) 助成対象設備

太陽光発電システム	公称最大出力	k W
	メーカー名	
家庭用蓄電システム	蓄電池の容量	k W h
	メーカー名	
家庭用燃料電池システム		
	メーカー名	
自然冷媒ヒートポンプ給湯器		
	メーカー名	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

遠野市長

印

遠野市スマートエコライフ推進事業助成却下通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業について、次の理由により助成しないことと決定したので、通知します。

理由



様式第4号（第7条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
(電話番号 )

遠野市スマートエコライフ推進事業助成請求書

年 月 日付け 第 号で助成決定通知があった標記事業について、遠野市スマートエコライフ事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり商品券の交付を請求します。

商品券交付請求額 金 円

【内訳】

発行団体名又は企業名	金 額
	円
	円
合 計	円

(注) 交付請求する商品券は、次の種類から選択できます。

- (1) 遠野すずらん振興協同組合が発行するすずらん商品券
- (2) 遠野商工会に加入している事業主が発行する商品券